

RECEIVED

○不当景品類及び不当表示防止法

〔昭和三十七年五月十五日〕
法律第百三十四号

〔総理大臣署名〕

沿革 昭和四七年 五月三〇日 法律第四四号(第一次改正)

平成 五年一月二日号外 法律第八九号(行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第二条による改正)

不当景品類及び不当表示防止法をここに公布する。

不当景品類及び不当表示防止法

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじ

第十五編 産業一般 第一章 独占禁止・公正取引

不当景品類及び不当表示防止法

の方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引(不動産に関する取引を含む。以下同じ。)に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

註 一・二項の「指定」は不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定

(景品類の制限及び禁止)

第三条 公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

註 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限、一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限、事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限、新聞業における景品類の提供に関する事項の制限、チョコレート業における景品類の提供に関する事項の制限、写真機業における景品類の提供に関する事項の制限、即席めん類業における景品類の提供に関する事項の制限、カレー業における景品類の提供に関する事項の制限、トマト加工品業における景品類の提供に関する事項の制限、精麦業における景品類の提供に関する事項の制限、雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限、凍豆腐業における景品類の提供に関する事項の制限、チューインガム業における景品類の提供に関する事項の制限、ビスケット業における景品類の提供に関する事

項の制限、化粧石けん業における景品類の提供に関する事項の制限、しょうゆ業における景品類の提供に関する事項の制限、みそ業における景品類の提供に関する事項の制限、家庭電気製品業における景品類の提供に関する事項の制限、ノース業における景品類の提供に関する事項の制限、マーガリン類及びショートニング業における景品類の提供に関する事項の制限、マッチ業における景品類の提供に関する事項の制限、農業機械業における景品類の提供に関する事項の制限、自動車業における景品類の提供に関する事項の制限、衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限、施行業における景品類の提供に関する事項の制限、アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供に関する事項の制限等、銀行業における景品類の提供に関する事項の制限等

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあるとして公正取引委員会が指定するもの

註 三号の「指定」は「無果汁の清涼飲料水等についての表示、商品の原産国に関する不当な表示、不動産のおとり広告に関する表示、消費者信用の融資費用に関する不当な表示、おとり広告に関する表示」

(公聴会及び告示)

第五条 公正取引委員会は、第二条若しくは前条第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

- 2 前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行なうものとする。

註 一項の「公正取引委員会規則」は「不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する規則」

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行なわれることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その